

議案第 57 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方税法が一部改正され、下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置が見直されたことに伴い、所要の措置を講ずるため改正する。

[内 容]

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に取得された下水道除害施設（令和 4 年 4 月 1 日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において当該供用が開始された日前から引き続き事業を行う者が設置したものに限る。）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準となるべき価格に乗ずる割合は、5 分の 4 とすることとする。（附則第 5 項関係）

[適 用]

公布の日